

# 研究ノート：イギリスにおける合意に基づく訴追延期制度

小 山 雅 亀

## 目次

- I はじめに
- II 合衆国における訴追延期制度の概要
  - A 歴史的概観
  - B その後の訴追延期制度の活用
  - C 合衆国の訴追延期制度に対するイギリスの批判  
——イノスペック事件
    - (A) 事案の概要
    - (B) トマス裁判官の量刑に際しての意見
- III イギリスにおける訴追延期制度——前史
  - A 訴追延期制度導入以前の情況
  - B 訴追延期制度導入に向けての動き——政府による諮問
  - C 訴追延期制度導入に向けての動き——諮問に対する意見
- IV イギリスにおける訴追延期制度
  - A 2013年犯罪及び裁判所法
  - B 訴追延期制度の具体的手続
    - (A) 準備段階と協議
    - (B) 裁判所による承認
    - (C) 監督と監視
  - C 合衆国の制度と対比したイギリスの制度の特色
- V 2013年犯罪及び裁判所法に基づく最初の訴追延期の合意

- A 事案の概要
  - B 合意の成立に至るまで
    - (A)犯罪の発覚
    - (B)裁判所による(予備的)承認
    - (C)裁判所による(最終的)承認
  - C 本件についての評価
- VI 結びに代えて  
[追記]

## I はじめに

我が国においても——後述するように必ずしもその定義が一致しているわけではないが——「司法取引」が制定法上認められることになった。我が国においては、この制度に対する疑念も強いが<sup>(1)</sup>、合衆国においては広く活用されてきたといわれる<sup>(2)</sup>。これに対してイギリスにおいては、有罪答弁がなされても——とくに量刑については——裁判所による厳格な審査がなされるために、事情は合衆国とは異なっているとされてきた<sup>(3)</sup>。しかし近年において、イギリスにも制定法によって——法人犯罪を対象とするものであるが——合意に基づく訴追延期制度が採用されるに至った<sup>(4)</sup>。

合意に基づく訴追延期制度(deferred prosecution agreements=DPA)——以下「訴追延期制度」あるいは単に「DPA」と呼ぶことがある——とは、訴追者が公式の訴追を提起し得る状況において、実際に公訴を提起したうえで(filing of criminal charges)、被告人(主として法人)が合意された条件を遵守する限り、訴追を停止して(stay charges)一定期間経過後に手続を打ち切ること——条件違反があれば、刑事訴追が再開される——に合意するという制度である<sup>(5)</sup>。「司法取引」の定義は必ずしも一致しているわけではないが、「司法の利益と被疑者・被告人の利益との間で調整や協議を行い、それが一定の合意に達した場合には、その合意に従って手続を省略あるいは簡略化し、あるいは被告人に対する刑を減輕したりすることを認める制度」と解すれば<sup>(6)</sup>、訴追延期制度も「司法取引」の一種と解することがで

きる。本稿は、合衆国の制度との相違に留意しつつ、イギリスにおける訴追延期制度の概要を紹介することにしたい<sup>(7)</sup>。

- 
- (1) 例えば、葛野尋之「犯罪被害者・証人保護の保護措置の拡充——協議・合意制度・刑事免責制度との併用により、冤罪の危険を高めないか」法と民主主義510号（2016年）14頁以下参照。
  - (2) 合衆国の制度を紹介する文献は多いが、近年のものとして、笹倉可奈「海外の司法取引制度とその運用——アメリカ」白取祐司ほか編『日本版「司法取引」を問う』（2015年）102頁以下参照。
  - (3) 京明「イギリスの司法取引」比較法研究75号（2013年）188頁以下。
  - (4) Crime and Court Act 2013.
  - (5) C. H. Wray and R. K. Hur, “Corporate Criminal Prosecution in a Post-Enron World: The Thompson Memo in Theory and Practice”, 43 Am. Crim. L.Rev.1095 (2006), at Part I C 2.a.合意に基づく訴追延期制度と並ぶもう一つの公判前のディバージョンとして、ほぼ同一の要件で公式の訴追(formal filing of charges)を伴わない合意に基づく不訴追制度(non-prosecution agreements)も存在している(Id. Part I C 2.b.)。両者の相違について補足すれば、いずれにおいても訴追者と被疑者・被告人の合意が要件であるが、訴追延期制度においては、公訴が一旦裁判所に提起されるのに対して、不訴追制度においては、裁判所が一切関与しないことである(Polly Sprenger, DEFERRED PROSECUTION AGREEMENTS: THE LAW AND PRACTICE OF NEGOTIATED CORPORATE CRIMINAL PENALTIES (2014), para. 3.17)。
  - (6) 水谷規男「ミニシンポジウム・諸外国における司法取引の現状と課題『企画趣旨』」比較法研究75号(2013年)170頁。なお、同シンポジウムにおいて、訴追延期制度導入直前におけるイギリスの司法取引の状況が紹介されている(京明・前掲論文(前注(3))188頁以下)。
  - (7) 本稿脱稿後、イギリスの訴追延期制度を検討する以下の文献に接した(丸橋昌太郎「イギリスにおける企業犯罪の捜査・公判手続」刑事法ジャーナル No 50 (2016年) 54頁以下)。本稿にとっても有益な指摘がなされているが、脱稿後のために最小限の引用しかできていないことを謝しておきたい。なお、この文献はDPAに「訴追猶予合意制度」との訳語を充てている。また、主として合衆国の制度を検討するものとして、椎橋隆幸=鈴木一義「アメリカ合衆国における企業犯罪の捜査・公判手続」刑事法ジャーナルNo50 (2016年) 47頁以下、川崎友巳「企業との起訴猶予合意・不起訴合意——企業の法令順守体制構築を促す米国の実践」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集(下巻)』(2016年) 209頁以下にも接したが、いずれについても十分な検討はできていないことをも謝しておきたい。

## II 合衆国における訴追延期制度の概要

### A 歴史的概観

- (1) 合衆国において検察官は、少年や軽微な初犯の路上犯罪者に対する訴

追を延期してきた。その目的は、未決訴訟事件表(docket)の混雑を避けるとともに、少年等が有罪判決のスティグマなく更生するための機会を与えるためであった。他方、法人の犯罪に対してこの方法をとることはほとんどなく、むしろ弁護士は——処罰が軽微な罰金で、有罪とされた幹部(executive)が拘禁刑を言い渡される可能性が低い時代には——政府に対して、幹部ではなく法人を訴追するように働きかけていた<sup>(1)</sup>。

(2)以上のような状況は、1990年代に変化した。そのきっかけとなったものは、詐欺を理由とする投資銀行ソロモン・ブラザーズ(Salomon Brothers)に対する捜査における同社の協力——検察官や規制当局に協力して、相当額の金銭罰や没収(forfeiture)に応じ、経営陣(management)をリストラし、将来の違法行為(misconduct)を防止するために広範な改革を行った——を、合衆国政府が高く評価し、結局連邦検察官(US Attorney)が訴追を見送ったことである<sup>(2)</sup>。本件は、公式の訴追延期ではなかったが、当局への協力が有利な結果に至り得るとのメッセージを法人に送ることになった<sup>(3)</sup>。

(3)1994年には、連邦検察官は、詐欺を理由とするプルデンシャル証券(Prudential Security)に対する訴追を、同社の実質的な改革と引き換えに、3年間延期することに合意した。これは、大企業に対する最初の公式の訴追延期の合意であった。ただし、この合意は極めて例外的な事例とみなされ、訴追延期制度を法人に対する公判前のディバージョンのための新しい道具と考える検察官は——司法省の公式の指針(formal guidance)の欠如もあって——ほとんど存在しなかったといわれる<sup>(4)</sup>。

(4)このような状況において、当時の司法副長官(Deputy Attorney General)であったEric Holderは、検察官が法人に対して手続を進めるべきか否かの判断に際して考慮すべき要素を概説するメモを公表した<sup>(5)</sup>。ただし、このメモ(Holder Memoとよばれる)は、訴追延期制度に直接言及していなかった<sup>(6)</sup>。

(5)2000年代に入ると、法人によるスキャンダルが相次ぎ、これに応じて連邦議会は新たな制定法を設けるとともに<sup>(7)</sup>、Bush大統領は司法省に法人詐欺対策課(Corporate Fraud Task Force)を設置し、司法省も法人の犯罪に

注意を向けるに至った<sup>(8)</sup>。このような状況の下で、いわゆるエンロン事件(Enron affair)に関連して、巨大な会計法人であるアーサー・アンダーセン(Arthur Andersen)の違法行為が問題となった。当初同法人は、自己の責任を否定して組織改革の要求にも従わなかった。2002年3月に正式起訴がなされ、その後の訴追延期の協議も——同法人が、検察官の要求過剰を主張したこともあって合意が形成されず——不成立に終わり、同法人は司法妨害(obstruction of justice)を理由に有罪とされた。結局最高裁はこの有罪判決を破棄したが、同法人は業務を終了し、多くの従業者や株主そして会計業界に悪影響を及ぼした<sup>(9)</sup>。

(6)会計法人アンダーセンを訴追し結果として責任のない多数の第三者に被害を与えたとして、司法省は批判を浴びたが<sup>(9A)</sup>、法人による不祥事は続発した。結果として当時の司法副長官Larry D. Thompsonは、司法省のメモ(Thompson Memo)を公表した<sup>(10)</sup>。このメモは、前記Holderメモと共通するものを多数含んでいるが、政府の捜査に対する法人の協力に報奨を与えることを検察官が考慮し得ると述べたうえで、法人を訴追する(結果として崩壊させることにもなる)ことと完全な免責を与えることの間隔的な処分として、公判前のディバージョンという方式を承認した<sup>(11)</sup>。このThompsonメモは、その後の歴代司法副長官の司法省内部メモによって補充され、連邦検察官のマニュアルに組み込まれた<sup>(12)</sup>。2004年に合衆国量刑委員会(U.S. Sentencing Commission)は、法人が効果的なコンプライアンス・プログラムを有する場合に、提示されている罰金額を裁判所が引き下げることを許す旨の新しい量刑ガイドラインを公表した<sup>(13)</sup>。

## B その後の訴追延期制度の活用

(1)Thompsonメモの公表後、合衆国においては、訴追延期制度は急速に活用されるようになり、政府は——訴追延期制度を前提として検討しないまま——大きな法人に対して刑事訴追することをしなくなった<sup>(14)</sup>。2000年から2013年7月までに、司法省は、257件で訴追延期又は不起訴の合意(deferred or non-prosecution agreements)を成立させ、証券取引委員会(Securities Exchange Commission)も6件で成立させた。年次別にみても、

2000年から2006年までに司法省は、年間平均9,8件の合意を成立させていたのに対して、2007年から2013年にかけてはその数は年平均30,5件に増加した。また、この制度を利用することによって総計で372億ドルを法人から回収するのに成功した<sup>(15)</sup>。

(2)以上のように多用されるようになった訴追延期制度であるが、この制度に対しては批判もないわけではない。法人の刑事弁護に携わっている法曹からは、訴追延期制度とは国が後援する強奪システムであり、法人は自己の実際の違法行為とは比例しない大規模な金額をゆすり取られるとの批判がなされている。さらに、公訴官は、法人から一層大きな譲歩を引き出し強制するために、自己の実質的に無制約な権限を利用しており、当事者主義を危険に曝させているとも批判される<sup>(16)</sup>。他方で、グローバリズムや法人の貪欲さを批判する活動家達からは、犯罪を犯した多数の巨大な法人は、20年前なら有罪答弁を強制されていたはずなのに、今では公訴官が刑事訴追のもたらす付随的效果をも考慮しなければならない結果として——訴追延期あるいは不起訴の合意を認められることによって——連邦の訴追を免れている、として批判された<sup>(17)</sup>。さらにいずれの側からも、(Thompsonメモに基づく)合衆国の訴追延期制度は、捜査・訴追・答弁の各手続において、権限を裁判所や陪審から司法省や連邦検察官に移して集中させることによって、糾問手続の方向に近づくものであるとも指摘されている<sup>(18)</sup>。

### C 合衆国の訴追延期制度に対するイギリスの批判——イノスペック事件

合衆国の訴追延期制度に対して、イギリスの裁判所は批判的な見解を示すに至った。いわゆるイノスペック事件であるが、以下やや詳細に見てみよう。

#### (A) 事案の概要

(1)イギリスのイノスペック株式会社(Innospec Ltd.)は、化学製品の調査・開発・生産を業とする合衆国の法人(Innospec Inc.)の子会社であり、2002年から2006年にかけて、アンチノック燃料添加剤(TEL)——環境及び人の健康に対する懸念から多くの国において段階的な使用制限がなされていた——を供給する契約を得るために、インドネシアの政府高官に賄賂を

提供することについて、同社の取締役(directors)等と共謀した(corruptly conspired)とされた。親会社は合衆国のデラウェア州で法人化されたものではあるが、その執行部(executive offices)はイギリスのチェルシーに置かれており、インドネシアでの汚職については、子会社の支配的意思(directing minds)によって手配された<sup>(19)</sup>。提供された賄賂の総額は800万ドルにも及び、その支払いは会計監査人に対しても注意深く秘匿された。しかも、その賄賂の提供は、環境保護の観点からのTELの禁止に向けたインドネシアでの立法の動きを妨げることも目的とされていた<sup>(20)</sup>。

(2)2005年7月以降、合衆国の関係当局——司法省(以下「DOJ」として引用することがある)、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission=SEC)、財務省外国資産統制課(Office of Foreign Asset Control=OFAC)——は、親会社に対する調査を開始し、連絡を受けたイギリスの重大不正事案捜査・訴追局(Serious Fraud Office=SFO)——以下SFOとして引用することがある<sup>(20A)</sup>——も2008年5月から調査を開始した。調査の結果、上記のインドネシア高官に対するもののほかに、イラクの高官に対しても580万ドルの賄賂を提供するとともに、キューバに対して違法に燃料添加物を輸出していたことが判明した。これらの調査は——法人であるInnospec社が犯罪を自認すべきであるとの見解を持つ——独立取締役(independent directors)の完全な協力を得て行われた<sup>(21)</sup>。

(3)2008年9月から、合衆国の関係当局とイギリスのSFOは、グローバルな解決を目指して協議を開始し、その焦点は親会社及び子会社の財務状況の調査に置かれた。結果として、本来支払われるべき罰金その他の刑罰の総額は、合衆国で4億ドル、イギリスで1,5億ドルとなるが、これは両社が事業を継続するために支払い可能な額の数倍にも及ぶことが判明した。そこで、同社の完全な協力をも考慮して、同社の事業を不可能にするような額にはしないことが合意された。2009年12月には、親会社から2013年12月までに2580万ドルを支払うとともにその後1440万ドルを支払う旨の申出がなされ、この申出は合衆国およびイギリスの裁判所による承認(approval)を条件に受け入れられた。また、合衆国のDOJとイギリスのSFOとの間では、

インドネシアでの事件についてはSFOが、イラクでの事件についてはDOJがそれぞれ第一次管轄権(primacy)を持つことも合意された。SFOは、イラクの事件をイギリスで訴追することも可能であるが、親会社と子会社の刑事責任を分離する方が論理的だと解したためである<sup>(22)</sup>。

(4)支払われるべき罰金等の総額の両国での配分について、SFOとDOJの協議は難航したが、最終的には(2010年1月28日)、総額の約1/3がDOJに(1410万ドル)、1/3がSEC(1120万ドル)とOFACに(220万ドル)、1/3がSFOに(1270万ドル)支払われることで合意がなされた。その後Innospec子会社の代理人とSFOとの協議を経て、イギリスで支払われるべき金額のうち、670万ドルは刑事法院で科される罰金又は没収(fine or confiscation)に充てられ、残りは民事的和解(civil settlement)に充てられることが合意された<sup>(23)</sup>。

(5)合衆国の関係機関とSFOの間で、Innospec社に関する株式市場に混乱を招く危険性を防ぐために、合衆国とイギリスの裁判所が同日(2010年3月18日)に刑を言い渡すことの合意もなされた。その合意に基づき、合衆国のコロンビア地区連邦地方裁判所は、同日に審問を開き——事実陳述書(a statement of facts)、司法省による量刑に関するメモ、被告人たる法人の最高財務責任者(chief financial officer)の宣誓供述書、そして同法人のコンプライアンスとモニターに関する文書が、同裁判所の裁判官に提出された——合衆国のInnospec法人に対して、60か月の保護観察とともに1410万ドルの罰金刑を言い渡した<sup>(24)</sup>。

## (B)トマス裁判官の量刑に際しての意見

イギリスにおいては、Innospec社の有罪答弁に引き続いて、Southwalkの刑事法院が刑を言い渡したが、担当裁判官トマス卿(Thomas L.J.)は、量刑についての意見(sentencing remarks)において、本件でSFOが採った手続に対して批判的な見解を示した。

(1)本件におけるSFOによる活発な訴追は称賛には値するが、2つの重大な問題がある。すなわち、①合衆国においては、連邦刑事訴訟規則をはじめとする、答弁の合意の基礎となり得るものが存在しているが、イギリスでは事情を異にする、②明らかに被告人Innospec社は、合衆国およびイギリ

スにおいて科される刑を履行するための資金を有していない、という点である。SFOは、この問題を解決するために本件でのような手続を採ることになったが、イギリスにおける公訴官の憲法上の立場、裁判所の役割、答弁の合意に関するルールに照らせば、大きな問題が残されている<sup>(25)</sup>。

(2) 「統合刑事法廷実務指示(Consolidated Criminal Practice Direction)は、交通犯罪のような軽微なものを除き、刑の言渡しが司法部の権限であるという憲法原理を示している。透明で公開された司法という原理(principles of transparent and open justice)の要求するところによれば、開かれた裁判所は、公開の法廷における審問により、犯人が有罪答弁をした犯罪行為の程度を判断し、その判断に基づいて適切な量刑を行わなければならない。答弁の基礎(basis of plea)についての協議と合意は——前記実務指示に従って——なされてよいが、裁判所は、特に汚職のような犯罪においては、透明性と良き訴訟運営という利益から公開の法廷においてその答弁の基礎を審査し、それが公共の利益を反映したものか、を判断する必要がある。以上に示したところは、イギリス法の立場である。本件におけるような合意や共同して提出された量刑手続に関する意見書(joint submission on the sentencing process)は、何らの効力も有しない。手続とくに刑事司法に関する手続は、上記実務指示や刑事手続規則の改正そして控訴院の判例によらない限り、修正されてはならないとするのが法の支配の必然的な帰結である<sup>(26)</sup>。」

(3) 裁判所は、本件犯罪に特徴的な重大なレベルの犯罪性に適した刑罰を言い渡す義務がある。外国政府高官の買収事件における罰金は、効果的で均衡のとれたもので、そして抑止効のあるものでなければならない。したがって、本件では合衆国で科されたものに相応する罰金相当額が出発点となり、その金額はInnospec社が犯罪を通して得た収益とは別の次元のものであり、当該犯罪収益の剥奪に付加するものとなる<sup>(27)</sup>。また、SFOの局長自身が認めているように、没収命令に優先して罰金刑を科すか否かを判断するのは裁判所の権限である<sup>(28)</sup>。さらに、外国高官の買収といった重大な事件において、法人の刑事責任が——刑事制裁ではなく——民事制裁によって贖われるというのは、(例外的な場合を除いて)司法の基本原則とは

矛盾することになる<sup>(29)</sup>。

(4)1270万ドルという金額は、Innospec社の犯罪行為を反映したのものとしては——同社の早期に行った有罪答弁や捜査・証拠提供への協力、取締役の交代やコンプライアンス・プログラムの存在といった要素を考慮しても——全く不十分である(詳述はしないが、数千万ドルとなろう)。ただ、合衆国の連邦裁判所が答弁の合意を承認した以上、その額が本件での罰金額となる。本意ではないものの、本件での異常な状況の下では、イギリスに割り当てられた金額以上の刑罰を科すことは、適正でも公正でもない結論せざるを得ない。しかしながら、本件の事情が特殊なものであり、他の事件にそのような制約が生じる理由はないし、そのような合意によって裁判所がその権限を制限されると解してはならない。結論とし、Innospec社は、1270万ドル相当額を罰金として支払うべきである<sup>(30)</sup>。

### (C)イノスペック事件が明らかにしたもの

(1)本件は、イギリスと合衆国において同時に進行する刑事手続について、グローバルな解決を求めた初めての事案である。そして被告人たる法人と両国の公訴官との間で、それぞれの機関に対する法人が支払うべき金額およびその内容(罰金か没収か等)について、合意がなされた。そしてSFOと当該法人は、上記の処理についての共同提案を支えるために多くの書面——訴追された犯罪への有罪答弁についての合意書面、科されるべき刑についての共同意見陳述書、事実についての陳述書等——を準備した<sup>(31)</sup>。

(2)本件において、公訴官であるSFOとイノスペック社は、答弁取引(plea bargaining)の慣行を有しない(合衆国と異なる)イギリスの手続を、可能な限り合衆国の手続と接近させようとして、両国の裁判官に対して同日に刑を言渡すように求めた。しかし、イギリスの刑事司法を司法部の関与なく合衆国化しようとする試みは、裁判所の歓迎するところとはならなかった<sup>(32)</sup>。Thomas裁判官によれば、イギリスにおける訴追者の義務は、公訴事実の選択に際しての裁量の行使、答弁の承認についての示唆(indication)、答弁の基礎についての協議と合意、複雑な詐欺事件においては協議に進むことに限られる。とくに、量刑については、量刑についての意見陳述に關す

るSFOの権限は、量刑ガイドラインや先例に示された量刑の範囲を超えて、特定の刑罰や合意された範囲を含むべきではないとされた<sup>(33)</sup>。また合意は、当該事件限りでの協議を通して形成されてはならず、公衆に対して透明で司法部によって監視され、確立した法典化された手続を通して形成される必要があるとされた<sup>(34)</sup>。このような考え方を基礎とする合意に基づく訴追延期制度は、その後の立法によって実現されることになる。

- 
- (1) P.Spivack and S.Raman, "Essay: Regulating the "New Regulators": Current Trends in Deferred Prosecution Agreements", 45 *The American Criminal Law Review* (2011),159, at 163.
  - (2) Press Release, U.S.Dep't of Justice, "Department of Justice and SEC Enter \$ 290 Million Settlement With Salomon Brothers in Treasury Securities Case"(May 20,1992).
  - (3) P.Spivack and S.Raman, *supra* note 1, at 163-4.
  - (4) P.Spivack and S.Raman, *supra* note 1, at 164.
  - (5) Memorandum from Deputy Att'y Gen. Eric Holder to Heads of Components and U.S. Att'ys, Bringing Criminal Charges Against Corporation (June 16, 1999).
  - (6) P.Spivack and S.Raman, *supra* note 1, at 164.
  - (7) Sarbanes-Oxley Act of 2002, Pub.L.No.107-204, 116 Stat.745 (2002).
  - (8) P.Spivack and S.Raman, *supra* note 1, at 164-5.
  - (9) P.Spivack and S.Raman, *supra* note 1, at165-6.
  - (9A) アンダーセンの崩壊の結果、85か国における390の事務所勤務していた8万5千人もの人の大部分が職を喪失したとされる(Polly Sprenger, DEFERRED PROSECUTION AGREEMENTS: THE LAW AND PRACTICE OF NEGOTIATED CORPORATE CRIMINAL PENALTIES (2014), para. 2.100).
  - (10) Memorandum from Deputy Att'y Gen. Larry D. Thompson to Heads of Components and U.S. Att'ys, Principles of Federal Prosecution of Business Organization (Jan.20, 2003).
  - (11) P.Spivack and S.Raman, *supra* note 1, at 166.
  - (12) U.S.Dep't of Justice, United States Attorney's Manual, Title 9 Criminal Division §28.000.
  - (13) L.Giudice, "Regulating Corruption :Analyzing Uncertainty in Current Foreign Corrupt Practices Act Enforcement", 91 *Boston U.L.R.* 347, at 364 (2011).
  - (14) P.Spivack and S.Raman, *supra* note 1, at167.
  - (15) P. Sprenger, *supra* note 9A, paras.1.25-1.26.
  - (16) R. Janis, "Deputizing Company Counsel as Agents of Federal Government: How Our Adversary System of Justice is being Destroyed", *Washington Lawyer* March 2005. さらに、法人の捜査への協力という条件は、そこで働いている人々の権利を侵害するとも指摘されている(Id.)。
  - (17) R. Mokhiber, "U. S. Injustice Department: "Collateral Consequences" Prohibit

- Prosecuting Criminals”, Corporate Crime Reporter May 2013.
- (18)P. Sprenger, *supra* note 9A, para.1.48.
- (19)イギリスにおいては、法人を処罰するためには、法人の支配的意思・意図 (controlling mind and will) であるといえる者が当該犯罪に必要な意思を有していることの証明が必要であり、同一視原則 (identification principle) と呼ばれる (P. Sprenger, *supra* note 9A, para.2.21.)。換言すれば、この原則は、法人のために行動する、単なる平社員 (rank and file) ではない指導的地位 (leadership) にある者——その地位にあるかは、当該法人の組織や適用される法規の目的によって判断される——の犯罪性 (criminality) を理由としてのみ、法人が処罰可能であることを意味している (A.Milford, “Deferred Prosecution Agreements…The Perspective from England and Wales”, SFO 14 Sep 2016 Speeches)。
- (20)R. v. Innospec Ltd [2010] EW Misc 7 (EWCC), paras.1 and 4-5.
- (20A)SFOについては、丸橋昌太郎「イギリスにおける企業犯罪の捜査・公判手続」刑事法ジャーナル No 50 (2016年) 54頁54頁以下参照。なお、この文献は、SFOに「重大経済犯罪庁」の訳語を充てている。
- (21)R.v.Innospec Ltd [2010] EW Misc7(EWCC), paras.6-7.
- (22)Id. paras.8-9.
- (23)Id. paras.13-14. その後に共同して提出された量刑手続に関する意見書によれば、インドネシアにおける収賄については670万ドルの没収刑 (confiscation penalty) が科され、さらに600万ドルの民事賠償命令 (civil recovery order) が科されるとの合意が成立した (Id. para.17(v))。
- (24)Id. paras.19-20.
- (25)Id. paras. 23-25.
- (26)Id. paras. 27-28.
- (27)Id. paras. 31-32.
- (28)Id. para. 35.
- (29)Id. para. 38.
- (30)Id. paras.40-42,47.Innospec社に引き続いて、巨大な武器製造企業であるBAE Systems PLC社に対する処罰が問題とされた。すなわち、同社がタンザニアでのレーダー整備契約に際して1240万ドルにも及ぶ贈収賄に関わった疑いがある(タンザニア以外の国における疑惑も存在した)にも拘らず、SFOが「会社の取引を示し説明するに十分な会計記録を作成しなかった」との会社法 (Companies Act 1985) 違反のみを理由に起訴し(他の犯罪についての責任追及を放棄し)、同社が有罪答弁をした結果として、量刑意見を執筆することになったブーン裁判官 (Mr. Justice Bean) は、このような事件処理についてきわめて批判的な見解を述べた (R v BAE Systems [2010] EW Misc 16.)。
- (31) P. Sprenger, *supra* note 9A, paras.1.55-1.57.
- (32)Id.paras.1.58-1.59.
- (33)Id.paras.1.62-1.63.
- (34)Id.para.4.01.

### Ⅲ. イギリスにおける訴追延期制度——前史

前述したように、近年イギリスにも訴追延期制度が——Innospec判決における批判にもかかわらず——導入されたが、それは(そこでの批判をも考慮して)合衆国の制度とはかなり異なったものとなっている。

#### A. 訴追延期制度導入以前の情況

(1)イギリスにおいては、訴追者と被告人との間での科されるべき刑についての取引(bargaining)は、公開の司法という原則に反するものと解されてきた。すなわち、イギリスにおいては、合意は——検察官の相当な裁量の余地を認める合衆国のように——当該事件限りでの(ad-hoc)協議を通して形成されてはならず、公衆に対して概して透明で司法部によって監視され、確立した法典化された手続を通して形成される。このような法典化された手続の要求は、科されるべき刑罰に関する公訴官と被告人の取引は裁判の公開原則にとってタブー(anathema)であるとする、裁判所において歴史的に保障されてきた原則に基づいている<sup>(1)</sup>。このことは判例、例えば前述したInnospec判決において明確に示されている<sup>(2)</sup>。そのために、答弁の合意に至る手続は、法典化されたガイドライン、制定法及び司法による監視を強調しつつ、ゆっくりと発展してきた。公訴官の合意に至る裁量は、制限され、手続規定によって指導されている<sup>(3)</sup>。

(2)法務総裁(Attorney General)は、答弁についての協議において公訴官が考慮すべき多くの基本原則を示すガイドラインを2000年12月に明らかにした(その後修正)。そこでは、透明性(transparency)の重要さが強調されるとともに、不当に寛大な刑罰に導くことになる、非論理的で根拠のない答弁の基礎(basis of plea)に対して注意が喚起されている。また、当事者間で答弁の基礎について合意がなされた場合には、その合意は常に裁判所の承認(approval)を得なければならず、裁判所は、職権で合意を無視して量刑の基礎を判断するための審問を開くように指示することができる、ともされている<sup>(4)</sup>。さらに、検事規範(the Code for Crown Prosecutor)は、被告人が公訴事実の一部にのみ有罪答弁を望んでいるときには、裁判所が当該犯罪の重大さに適合した刑を言い渡せると検察官が判断した場合に限り、その答弁を受け入れてよいとしている<sup>(5)</sup>。

(3)統合刑事実務法廷指示(Consolidated Criminal Practice Direction)は、刑事法院において当事者が答弁の合意について協議し、それを提出する際の手続について詳細に定めている。同指示によれば、答弁の基礎について合意する、すなわち、「裁判官が量刑に際して十分な情報に基づく判断をするのに必要なすべての情報を提供する答弁の基礎」に基づいて有罪答弁することに当事者は合意をなし得るが、その方法には2種類のものがある<sup>(6)</sup>。第一の方法は、すべての犯罪について適用されるもので、基本的には前記の法務総裁のガイドラインに従ってなされる。すなわち、公訴官は、被告人が有罪答弁をすることになる事実の基礎について被告人と合意することができるが、その合意は裁判所の承認——合意が公正で司法の利益にかなうことがその要件——を得なければならない。裁判所は、その合意に拘束されることはなく、職権で当該事実に関する証拠を取り調べることができるので、答弁の基礎についての公訴官の見解は、裁判所がそれを受け入れることを条件としたものである<sup>(7)</sup>。

(4)第二の方法は、重大又は複雑な詐欺事件(serious or complex fraud cases)のみに関するものである<sup>(8)</sup>。これらの複雑で時間を必要とする事件における争点を縮減するための、公訴官と被告人の間での協議の枠組みを設定するガイドラインが発せられている<sup>(9)</sup>。その目的は、事件を適正で可能な限り迅速に解決し、犯罪を構成する違法行為の事実的基礎について又適切な量刑の範囲についての意見書(submissions)について、共同して合意することにある。このガイドラインは、公訴官がいつ誰とどのように協議を開始して行うべきかについて詳細に定めている<sup>(10)</sup>。答弁取引の透明性を高めるための要求<sup>(11)</sup>、公訴官の弁護人への申出書(invitation letter)によって開始される協議手続に関する詳細な規定等も重要であるが、とくに量刑についての意見書の部分は注目をひく<sup>(12)</sup>。すなわち、被告人が有罪答弁をする事実及び公訴事実について合意が成立した後に、当事者は、共同量刑意見書(joint sentencing submission)を決定するための協議を開始することができる旨の規定である<sup>(13)</sup>。

(5)ただ——合衆国の実際の制度とは異なり——裁判所が合意された答弁

の基礎及び共同量刑意見書を単に受け入れるということは前提とされていない。すなわち、裁判所は、答弁の合意を承認することを拒み、また、量刑意見書に従わずに独自の刑を言い渡す、絶対的な裁量権を有している<sup>(14)</sup>。量刑意見書は、関連する量刑ガイドライン中の適用可能な範囲について裁判所の注意を向けることはできるが、ガイドラインや先例(authority)に定められた範囲を超えた、特定の量刑や刑の範囲を含むべきではない。そして裁判所が量刑意見書に含まれない刑を宣告したとしても、答弁の合意は被告人を拘束する<sup>(15)</sup>。イギリスの司法システムは、被告人の有罪答弁や捜査への協力と引き換えに、特定の刑に合意する権限を公訴官に認めない。公訴官の役割は、当該事件に関係する量刑ガイドラインや適切な刑の範囲そして加重・軽減事由について、裁判所に助言を与えることに限定されている<sup>(16)</sup>。

## B 訴追延期制度導入に向けての動き——政府による諮問

2012年5月に、司法省は法人による経済犯罪に対処するための「新しい道具」である訴追延期制度の提案についての諮問を行った<sup>(17)</sup>。

(1) 諮問の背景は以下のとおりである。法人による経済犯罪は、その直接の被害者に深刻な害悪を与えるとともに、イギリスの経済全体にも深刻な損害を生じさせている。歴代の政府はホワイトカラー犯罪に取り組むことを明言してきており、現政権もこの目標を支持する。しかしながら、経済犯罪を訴追するというこれまでの取組は、断片的に成果を上げてきたにとどまる。その理由は、これらの犯罪に対する捜査と公判手続が——とくに犯罪が法域をまたがっている場合には——きわめて長期に及び、費用を要し、複雑なものとなるためである。犯罪を特定するためには、法人の協力や内部告発者(whistle blowers)が前提となることも多いが、法人は自己報告のインセンティブを持たない。法執行機関は、法人の犯罪を特定して司法手続に乗せるための十分な道具を有しないし——とくに大規模化しより精緻になった現代の商業法人について——法人の刑事責任を証明すること<sup>(18)</sup>は極めて困難である。結果として、犯罪について責任を問われる法人はあまりにも少なく、むなしく救済を待つだけの被害者はあまりにも多い、という

のが現状である<sup>(19)</sup>。

(2)ある種の法人の経済犯罪を取扱うに際して公訴官に利用可能な道具を再検討する必要がある、政府としては、訴追延期制度がこれらの犯罪に取組むための努力に多大の貢献をするものと信じる。ただ、訴追延期制度は、既存の制度——刑事訴追や様々な民事手続——と共存するものであって、犯罪が極めて重大で公共の利益がそれを必要とする場合には、刑事訴追が最適な手段であることに変わりはない。また、訴追延期制度は——被告人たる法人と公訴官にとって完全な任意の処分であり——裁判所の承認を必要とし、司法の利益に適わないと判断された処分は司法部によって阻止される<sup>(20)</sup>。

(3)法人に対する刑事訴追は、当該犯罪とは直接関係のない多くの人々——株主や被用者等——に不利益を及ぼすとともに、有罪という結果は、当該法人のEUや合衆国での入札資格を失わせることになる。また場合によっては、アンダーセン事件で見られたように当該法人の消滅をも引き起こして、雇用の喪失や経済全体に対する損失を引起こすものであり、その意味で、刑事訴追は当該犯罪の責任と不均衡な事態も生じさせ得る<sup>(21)</sup>。他方で、民事的回収(civil recovery)という方式は、犯罪収益を政府に帰属させるとともに前述の入札資格に影響を及ぼさない。しかし、被害者が補償される(be compensated)とは限らないし、法人は当該犯罪について処罰されていない。結局のところ、刑事訴追や民事的回収は、有益な道具ではあるものの、その利用及び効果において制約がある<sup>(22)</sup>。

(4)現行のシステムは、効果的で均衡のとれた、また高度の確実性をもって犯罪を処理し得る「刑事訴追の代替手段」を欠いている。従って、商業法人の犯罪に対処するための訴追、その他の選択肢を再度検討する必要がある。すなわち、①商業法人による経済犯罪を処理する——より時宜に合った効率的で資源の最適利用を導く——ためのシステムの柔軟性を向上させる、②違法行為を行ったより多くの商業法人を——犯罪の自己調査、自己報告そして自認にインセンティブを与える方式によるものをも含めて——犯罪に対する適切で均衡のとれた刑罰と被害者に対する賠償を伴

う司法手続に乗せる、必要がある<sup>(23)</sup>。イギリスにおける現行の制度、すなわち①条件付き警告(conditional cautions)、②民事的回収、③重加算方式(compounding)は、いずれも十分なものとは言えない<sup>(24)</sup>。

(5)合衆国のモデル——合意に基づく不起訴・訴追延期制度——は、司法による監視(judicial oversights)の欠如の故に、イギリスにおける憲法的枠組(constitutional arrangement)及び法的伝統と合致しない可能性が高い。とくに、合意に基づく不起訴という制度は、司法による監視の欠如を含めて、明らかに透明性が低いために、我が国には不適切である。しかし、合衆国の訴追延期制度から学ぶとともに、より高い透明性と司法の関与を手続に組込んだイギリス特製のモデル<sup>(25)</sup>を発展させ得る可能性は存在している。このような方式は、紛争の仲裁人(arbiter)として行動する、また、条件違反の認定といった訴追延期手続の重要な事項を取扱う裁判所の能力を活用することになるが、他方で、裁判官や裁判所の時間や資源に圧力をかけることになる点にも留意が必要である<sup>(26)</sup>。

(6)イギリスにおける訴追延期制度が、公衆の信頼を獲得し法人による経済犯罪に取組むに際して効果的であるためには、2つの基本原則が必要である。第1に、被告人となり得る法人に対して——協議によって得られた情報の将来における使用方法等を明確にすることによって——権利関係に不利益なく(without prejudice)協議するよう促す手続を提供するとともに、司法の運営が公衆にとって透明であることを確保する、という透明性であり、第2に、訴追延期制度の協議に入る際に公訴官も法人も共通の原則のもとで行動することを確保し、両者に対して——実務規範や指針等の制定と公開によって——裁判所が承認するであろう条件のパッケージを提供する、という一貫性(consistency)である<sup>(27)</sup>。

(7)訴追延期制度に付される条件(terms and conditions)は、事案ごとに調整される必要があるが、全ての事案において以下の2つの条件は不可欠である。すなわち、①法人と公訴官の間で協議され、法人の代表者によってサインされた事実の陳述書(a statement of facts)が合意に添付されるとともに、法人はその自認や事実について後の手続において争わないとの約束、そし

て②訴追が延期され公訴官が訴追を再開しない約束をした期間(通常は1年から3年)についての定め、が必要である。その他事案によって定められてよい条件の例示として、定められた期間に支払われるべき金銭罰(financial penalty)、法人が得た利益・利得の剥奪(disgorgement)、被害者への賠償(reparation)、(捜査に関して公訴官に協力する場合に)あらゆる関連情報・資料を公訴官に使用可能とし証人へのアクセスを提供する義務、犯罪に関係した特定の人物の除去あるいは犯罪がなされた市場からの撤退、その他当該法人の腐敗・欺罔を防止するためのポリシーやトレーニングに関する手続の整備等が示されている<sup>(28)</sup>。

(8) 訴追延期制度は以下のように運用される。公訴官は、訴追延期が適切と判断して法人との最初の合意が成立したときに、刑事法院においてこの手続を開始する。この両当事者が出席して一般的には非公開で行われる予備審理(preliminary hearing)において、公訴官は、合意された基本事実及び犯罪行為の概要、あり得る公訴事実、正式起訴状案、合意された(あるいは考慮されている)条件、現在協議中の分野の概略を裁判所に提示する。裁判所は、司法の利益に適うかという基準を用いて、訴追延期処分が適切な処分かを判断するとともに、それに付されている条件が公正・合理的で均衡がとれているかという基準を用いて判断する。この予備審理の終了時点において、裁判所は訴追延期処分が適切か否かを当事者に提示する。最終審理(final hearing)も——裁判所の面前において最終的な合意が形成され、他の法域で進行中の関連性を有する他の訴追に関する情報も開示され得るように——非公開で開始される。その後裁判所は——公開性と透明性を確保するために——公開の法廷において、当該処分を承認するように求められる。その際には、裁判所は、承認を与えることが司法の利益に適い、合意及びその構成要素が公正・合理的で均衡がとれているかを判断する<sup>(29)</sup>。

(9) 公開法廷において合意の内容の概要が示され説明される。合意に署名がなされると、合意と事実についての陳述は、当該法人に対して拘束力を有するとともに、その後の手続において証拠として許容されることになる。合意が公開の法廷において公式に承認されると、公訴の提起が公式になさ

れたことになるが、直ちに停止される(*be left to lie on file*)。最終の審理のときに(あるいはその後の時点で)、以前の審理で示された判断が原則として公開される。公式の承認が与えられた後、法人は条件を遵守することが期待され、その条件が遵守されたまま合意期間が経過すれば、公訴官は証拠不提出の旨を裁判所に通知し、延期されていた訴追は失効する<sup>(30)</sup>。

### C 訴追延期制度導入に向けての動き——諮問に対する意見

諮問書が2012年5月17日に公表された後、同年8月9日までが意見書提出期間として設定され、その間に75通の意見書が各界から寄せられた。司法省は、これらの意見を要約するとともに政府の見解を明らかにする応答書を、同年10月23日に公表した<sup>(31)</sup>。全体として諮問に賛意を表明する意見が多数を占めたが、その概要は以下のとおりである。

(1)寄せられた意見の大多数(86%)は、訴追延期制度が——経済犯罪に取組み事案を適切に処理するに際して——公訴官を援助するものであるとの諮問の見解に同意した(ホワイトカラー犯罪に取り組むための有効性を持たないとして不同意を示す意見は13%であった)。また、多数の意見(77%)は、この制度が——少なくとも当初は——商業法人(*commercial organization*)による経済犯罪に焦点を合わせるべきだという諮問に同意を示した<sup>(32)</sup>。

(2)合意についての最初の審理(予備審理)が——当事者が条件について率直に、将来の訴追を危うくする恐れなく議論し得るために——一般非公開で行われるべきとの諮問は圧倒的な支持を受けた(92%)。裁判所が予備審理において適用すべき判断基準を「司法の利益に適う」とすることについて、また、合意に附される条件についての判断基準を「公正・合理的で均衡のとれたもの」とすることについても多数の支持を得た(それぞれ78%および85%)<sup>(33)</sup>。

(3)訴追延期のための審理の最終段階が公開法廷において実施されるべきだとの提案も多くの支持を得た(93%)。そこで示された理由としては、訴追延期の合意がなされる前に、それが刑事法院の裁判官によって公開の法廷において審査され承認されることは、統一性と公衆の信用性保持にとって不可欠だとするものが多数存在した。政府としては、承認のための最終審

理も——すべての合意案が裁判所に提示され、最終的な問題点が解決されることが可能となるように——非公開で開始されるべきだと考える。ただし、裁判所による承認が得られた後には、公訴官は——手続全体の透明性を確保するために——最終的な合意に加えて、予備審理やその後の審理においてなされた判断をその理由とともに公開する義務を負い、また、訴追延期手続の終了時点において、合意の条件が当該法人によって遵守されたかについての詳細を公表する義務を負う<sup>(34)</sup>。

---

(1) Polly Sprenger, DEFERRED PROSECUTION AGREEMENTS: THE LAW AND PRACTICE OF NEGOTIATED CORPORATE CRIMINAL PENALTIES (2014), para.4.01. なお、イギリスにおいて刑事訴追を担当し得る者は多様であるが(制度上は私人も可能である)、法人の刑事訴追を担当するのは検察庁(CPS)と重大不正事案捜査・訴追局(SFO)である。以下では、検察庁の検察官(crown prosecutor)に限定されている場合には「検察官」とし、必ずしも限定されていない場合には「公訴官」という(場合によっては「訴追者」という)名称を用いることにする。

(2) R. v Innospec Ltd [2010] EW Misc 7, paras. 27-8.

(3) Polly Sprenger, supra note 1, para.4.04.

(4) Attorney General's Office, Guidelines on the acceptance of pleas and the prosecutor's role in the sentencing exercise (2012), paras.A3 and C10.

(5) Crown Prosecution Service, The Code for Crown Prosecutor (7<sup>th</sup> ed. 2013), paras. 9.1-9.2.

(6) Polly Sprenger, supra note 1, paras.4.08-4.09.

(7) Consolidated Criminal Practice Direction, Pt. 45,10-12.

(8) Id.Pt.45.16-28. Attorney General's Office, Guidelines for prosecutors on plea discussions in cases of serious or complex fraud (2012).なお、以下では“AG, Guidelines in fraud”として引用する。

(9) Polly Sprenger, supra note 1, para.4.13.

(10) AG, Guidelines in fraud, Pt C and D.

(11) Id. B4.

(12) Id.C4, Pt D.

(13) Id.D9.

(14) Consolidated Criminal Practice Direction, Pt. 45,23.

(15) Id. Pt.45.24 and Pt. 45.26.

(16) Polly Sprenger, supra note 1, para.4.26.

(17) Ministry of Justice, Consultation on a new enforcement tool to deal with economic crime committed by commercial organizations: Deferred prosecution agreement,

- Consultation Paper CP9/2012 (2012 May).以下“MOJ, Consultation”と引用する。
- (18)法人の支配的意思・意図の証明が必要とされることも一因である。Ⅱ注(19)参照。
  - (19)MOJ, Consultation, paras.1-3.
  - (20)MOJ, Consultation, paras.5-6.
  - (21)MOJ, Consultation, paras.27-28.
  - (22)MOJ, Consultation, para.29.
  - (23)MOJ, Consultation, para.43.
  - (24) MOJ, Consultation, paras.44-55.
  - (25)合衆国の「合意に基づく不起訴処分」については、司法部の関与は一切存在しない。他方、「訴追延期制度」においては、訴追書面(charging document)及び合意の書面は裁判所に提出される。しかし司法部は、答弁のための協議に関わることはなく、両当事者によるその(とくに事実の承認書(factual admission document)の)内容についての合意が成立した後に、(合意の内容についてではなく)訴追の延期の承認のみに関わるにとどまる。また、訴追延期の条件違反が問題となる場合においても、司法の直接的な関与の余地はほとんど存在しない(MOJ, Consultation, paras.64-66.)。
  - (26) MOJ, Consultation, paras.69-70.
  - (27) MOJ, Consultation, paras.78-85.
  - (28) MOJ, Consultation, paras.87-88.
  - (29) MOJ, Consultation, paras.104-112.
  - (30) MOJ, Consultation, paras.116-122.
  - (31)MOJ, Deferred Prosecution Agreements : Government response to the consultation on a new enforcement tool to deal with economic crime committed by commercial organisations, Cm 8463 (2012), paras.26-28.なお、以下では同書を“MOJ, Government response”として引用する。
  - (32) MOJ, Government response, paras.35-37, 41.
  - (33) MOJ, Government response, paras.81 and 85.
  - (34) MOJ, Government response, paras.111,115 and 117.

#### Ⅳ イギリスにおける訴追延期制度

イギリスにおける訴追延期制度の根拠規定は、前述した経緯を経て成立した2013年犯罪及び裁判所法(Crime and Courts Act 2013)であり(2014年2月24日に施行)、様々な実務規範やガイドライン等がその具体的な内容を補充するという形をとっている。

上記犯罪及び裁判所法45条は「付則17(schedule 17)は、訴追延期制度について定める」と規定するのみであり、実質的な内容は同法の付則に規定されている。付則17は、3部39条からなり、第1部(1条～14条)は、訴追延期制度の定義や裁判所の手続に及ぼす影響等実質的な内容を定め、第2部(15

条～31条)は、訴追延期制度の対象となり得る39種類の犯罪を列挙し、第3部(32条～39条)は、この法律制定の結果生じる他の法律の読み替えや新規定の挿入等を規定するという形式をとっている<sup>(1)</sup>。以下第1部に焦点を合わせて、その概略を述べる。

#### A 2013年犯罪及び裁判所法

(1) 訴追延期の合意(以下DPAと呼ぶことがある)とは、「指定された公訴官と、同人が第2部で指定された犯罪(対象犯罪(alleged crime)という)を理由に訴追することを考えている者(被対象者)、との間での合意」であって、「(a)被対象者は合意によって課される要求に従うことに合意し、(b)公訴官は——裁判所による承認に基づき——当該犯罪を理由とする被対象者の訴追に関して、(本付則)2条が適用されることに合意する」ものである<sup>(2)</sup>。対象犯罪に関する手続は、対象犯罪で被対象者を告発する正式起訴状案(a bill of indictment charging a person)を公訴官が提出することによって、刑事法院において開始され、手続が開始されると直ちに自動的に停止される。その停止は、公訴官による刑事法院への申立によってのみ解除され、DPAが有効な期間は解除の申立は許されない。また、手続が停止されている期間においては、何人も対象犯罪を理由に訴追することはできない<sup>(3)</sup>。

(2) 「指定された公訴官」とは、検察長官(DPP)および重大不正事案捜査・訴追局(SFO)の局長、そして国務大臣の命令によって指定された公訴官である。DPAを行う権限は、指定された公訴官自身によって行使されなければならない、(委任に基づく)指定された公訴官以外の者によるその権限行使を許容する法律は適用されない。ただし、指定された公訴官が利用不能で、その書面での授権を受けた場合は除かれる。被対象者は、法人(a body corporate)、組合(a partnership)、法人格なき社団(an unincorporated association)を含み得るが、自然人は含まれない<sup>(4)</sup>。

(3) DPAは、対象犯罪に関する事実の陳述書(statement of facts)——被対象者による自認(admission)を含めることがある——を含む必要があり、DPAの失効する日時を定めなければならない。付則が列挙する被対象者に課し得る条件は——それに限定されるわけではないが——以下のとおりである。

すなわち、(a)公訴官に対する金銭罰(financial penalty)の支払い、(b)対象犯罪の被害者への損害賠償、(c)慈善団体等第三者への寄付、(d)対象犯罪から得られた収益の剥奪(disgorge)、(e)被対象者のポリシーやその被用者のトレーニングに関するコンプライアンス・プログラムの実施・変更、(f)対象犯罪に対する捜査への協力、(g)対象犯罪又はDPAに関する訴追側のコストの支払いであり、以上の条件に従うべき時期及び不遵守の場合の効果を定めることもできる。なお、(a)の金銭罰の金額は、対象犯罪についての有罪答弁に基づいて裁判所が科すであろう罰金額にほぼ相当するものでなければならない。また、検察長官と重大不正事案捜査・訴追局(SFO)の局長は、当該事案においてDPAが適切か否かを判断する際の一般原則、DPAの協議の過程であるいはその後に公訴官が被対象者になすべき情報の開示等、について定める実務規範を制定しなければならない<sup>(6)</sup>。

(4)公訴官と被対象者との間でのDPAに関する協議の開始後で、その条件についての合意成立前に、公訴官は刑事法院に対して、(a)DPAについての協議に入ることが司法の利益に適うこと、及び(b)その予定している条件が公正・合理的で均衡がとれていることの最初の宣言(declaration)を行うよう申立てなければならない(認められなかった場合に再度の申立も可)。申立を受けた裁判所は、宣言の可否についての理由を示さねばならない。この申立を判断するための審理そして宣言および理由の告知は、非公開でなされる。(上記の最初の宣言がなされた後)公訴官と被対象者がDPAの条件について合意した場合には、公訴官は(上記の宣言をした)刑事法院に対して、(a)当該DPAが司法の利益に適っていること、及び(b)DPAの条件が公正・合理的で均衡がとれていることの(最終的な)宣言を行うよう申立てなければならない。この申立についての審理は非公開で行われてもよいが(非公開が要件ではない)、当該DPAを承認しその旨の宣言をする場合には、裁判所は公開の法廷で宣言しその理由を告知しなければならない。裁判所による承認がなされると、公訴官は(a)DPAの内容、(b)最初の宣言及びその理由、(c)最初の宣言を拒否したことがある場合にはその理由、(d)最終的な宣言及びその理由を——制定法又は裁判所の命令によって禁じられている場合

を除いて——公開しなければならない<sup>(6)</sup>。

(5)DPAが有効に継続中に被対象者が条件に違反していると信じる理由があれば、公訴官は刑事法院に対して条件違反を申立て、請求を受けた裁判所は、蓋然性の衡量に基づいて(on the balance of probability)不遵守を認定して、(a)両当事者に対して、被対象者の条件不遵守を是正するための提案への合意を促し、又は(b)DPAを終了させることができる。公訴官は、条件違反が認定されればその判断及びその理由を、不遵守を是正するための提案への合意が促されればその判断及び理由を、DPAが終了した場合にはその事実及び理由を、それぞれ原則として公開しなければならない。DPAの継続中に、(a)裁判所がDPAの変更を促した場合、又は(b)DPAがなされた当時予見不能であった事情が生じたため被対象者の条件不遵守を避けるためにDPAの変更が不可避となった場合には、両当事者は条件の変更について合意することが可能で、公訴官は、刑事法院に対して、(a)条件の変更が司法の利益に適い、(b)変更された条件が公正・合理的で均衡のとれたものである旨の宣言を求める申立てをしなければならない、その旨の宣言を要件としてDPAの変更が有効とされる。その宣言をするための審理は非公開で行われるが、その宣言をする場合には公開法廷においてなされなければならない、公訴官は、変更されたDPA及び裁判所の宣言とその理由を——原則として——公開しなければならない<sup>(7)</sup>。

(6)DPAの期間満了後、刑事法院に係属していた手続は、公訴官が刑事法院に対して訴追を望まない旨の告知をすることによって打切られる。手続が打切られた場合には、被対象者に対する対象犯罪を理由とする新たな手続は開始されてはならない。ただし公訴官が、(a)被対象者がDPAの協議の過程で不正確・誤導的・不完全な情報を提供し、かつ、(b)被対象者がその事実を知っていた又は知るべきであった、と認定した場合はこの限りではない。手続が打切られた場合には、公訴官は、(a)手続が打切られたという事実及び(b)被対象者のDPAへのコンプライアンスの詳細を——制定法又は裁判所の命令によって禁じられていない限り——公開しなければならない。裁判所は、何らかの法的手続における司法の運用に相当なリスクがあると

解する場合には、必要と認める期間、上述した公訴官による情報の公開を延期するよう命じることができる<sup>(8)</sup>。

(7)(裁判所の最終的な承認を得た)DPAに含まれる事実の陳述書は、(後に訴追がなされれば)対象犯罪を理由とする被対象者に対する刑事手続において、被対象者による自認として取り扱われる。裁判所の最終的な承認が得られなかった場合に、(a)被対象者がDPAのための協議に入ったことを示す資料——DPAの草案、DPAに含まれることを意図して作成した事実の陳述書の草案、被対象者が協議に入ったことを示す陳述書を含む——及び(b)DPAや事実の陳述書を準備するために作成された資料は、(a)不正確・誤導的・不完全な情報を提供したという犯罪及び(b)証拠提出時に資料と矛盾する陳述をした場合に、それを理由とする犯罪での被対象者に対する訴追においてのみ、証拠として用いられてよい。公訴官に対する金銭罰の支払い及び対象犯罪から得られた収益の剥奪を定める条件の下で公訴官によって受領された資金は、統合資金(Consolidated Fund)に支払われる<sup>(9)</sup>。

## B 訴追延期制度の具体的手続

2013年犯罪及び裁判所法の制定以前の時点から、同法の諸規定の背後に存在する基本原則と調和をはかり、DPAを行うための手続が透明で統一的なものとなるような、訴追当局の発する詳細な指針が必要であることについては、ほぼ意見の一致が存在しており<sup>(10)</sup>、同法自身も検察長官とSFOの局長が共同して実務規範を制定するように要求した<sup>(11)</sup>。以下では、この実務規範そして改正された刑事訴訟規則をも視野に入れて<sup>(12)</sup>、DPAの手続を——準備段階と協議、裁判所による承認、監督と監視の3段階に区分して<sup>(13)</sup>——概観する。

### (A)準備段階と協議

(1)DPAのための手続に入るためには<sup>(14)</sup>、公訴官は2段階のテスト——証拠段階と公益段階——を適用しなければならない。第1に、検事規範中の完全規範テスト(Full Code Test)の充足、すなわち、弁護側の立証がどのようなものとなり得るかまたそれが有罪判決の期待に影響を及ぼすかを考慮した

上で、「それぞれの被疑事実及び被疑者について、有罪判決の現実的期待を与えるに十分な証拠(sufficient evidence to provide a realistic prospect of conviction)が存在すると満足できるか」を判断しなければならない<sup>(15)</sup>。仮にこの要件が充足されない場合でも、①証拠能力ある証拠に基づいて被対象者が対象犯罪を犯したことについて合理的な嫌疑(reasonable suspicion)があり、かつ、②捜査の継続が合理的期間内に新たな証拠能力ある証拠を生じさせ、それが以前の証拠と一体となって有罪判決の現実的期待を生じさせることができる、と信じるに足りる合理的な理由(reasonable grounds)があれば、証拠段階のテストは充足される。第2に、被対象者を刑事訴追ではなくDPAの手續に乗せることが公益に適う、と満足できるものでなければならない<sup>(16)</sup>。

(2)上記のテストが充足されていることを前提として、公訴官は、DPAのための協議に入るための公式文書としての申出書を被対象者に送付する(公訴官にDPAを申出する義務はない)。この申出は完全に任意であり、被対象者はこれを受容する義務はないが、被対象者がこれを受容した場合には、公訴官は、協議の方法を、また協議の存在のそしてそこで得られた情報の秘匿性を示す書面を送付するとともに、被対象者にこれを遵守する旨の約束を求める<sup>(17)</sup>。

(3)協議の透明性を確保し得るように、協議についての完全で正確な記録が作成され、保全されなければならない。特に、協議の過程での主たる行動や出来事——両当事者によってなされた申出や譲歩、公訴官によるすべての判断の理由を含む——については書面による完全な記録が保存されるとともに、当事者間の会合については議事録が作成されて(その内容について)合意の上署名されることが要求される。さらに公訴官は、記録されていない、従って裁判所に知られることのない事項について合意してはならない<sup>(18)</sup>。

## **(B)裁判所による承認**

(1)協議が開始された後でDPAの条件が合意される前に、公訴官は、書面で刑事法院に対して、(a)被対象者とDPAについて協議に入ることが司法に利益に適う可能性が高く、(b)提案されているその条件が公正・合理的で権衡が取れている旨の宣言(承認)を求めるとともに、同書面——それに記載・

添付されねばならない事項は詳細に規定されている——を裁判所とともに被対象者にも送達しなければならない<sup>(19)</sup>。この申立てを受けた裁判所は、非公開で審理(予備審理)を行い、その判断及びその理由は非公開とされる<sup>(20)</sup>。裁判所が承認を与えた後に、両当事者は協議の終了に向けて手続を進めることができる。

(2)両当事者がDPAの条件について(予備審理において承認を得ていた場合に限る)合意したときは、公訴官は、(a)DPAが司法の利益に適い、(b)DPAの条件が公正・合理的で権衡が取れていることの宣言を求めなければならない。そのための手続は、DPAの手続に入るための承認を得る場合とほぼ同じである<sup>(21)</sup>。この承認を得るための審問(最終審理)は、非公開で行われてよく、むしろ実務規範は——承認が得られるか否かが不確実である以上——その方式が望ましいとしている<sup>(22)</sup>。しかし承認が与えられる場合には、裁判所は、その旨の宣言を理由とともに公開の法廷で示さなければならず、その宣言がなされた後に、検察官は——制定法又は裁判所の命令によってそれが禁じられている場合を除き——①DPAの内容、②DPAを許容する裁判所の宣言とその理由、③DPAの協議に入ることについての裁判所の宣言とその理由、④(それが適切である場合には)当初その宣言を拒絶した旨とその理由を、公表する<sup>(23)</sup>。

(3)裁判所がDPAおよび正式起訴状案を承認した場合には、裁判所の書記官は、(a)起訴状の謄本に①裁判所によって承認された起訴状である旨と②承認の日時を記載するとともに、(b)当該事件が裁判所の命令によって停止されたものとして取り扱う<sup>(24)</sup>。この承認が与えられた時点で、当該DPAは公式に発効し、公訴官に対して対象犯罪に対する刑事訴追を延期し被対象者による条件遵守をモニターする義務を与え、被対象者に対しては課された要求を遵守する義務を負わせる<sup>(25)</sup>。

### (C)監督と監視

(1)DPAの有効期間中に被対象者がその条件に違反したと公訴官が信じた場合には、直ちに被対象者に当該違反を是正するように求めることになる。軽微な違反であれば、後述するような裁判所の関与する手続を経ることな

く、公訴官は効率的な解決を図ることができる。ただし、公訴官は当該違反の詳細を公開することが求められ、また、裁判所に対してもその経緯を告知する必要がある<sup>(26)</sup>。

(2)DPAの有効期間中に被対象者がその条件に違反したと公訴官が信じ、かつ、上記(1)の方法によっては是正ができない場合には、違反があった旨の認定を刑事法院に対して申立てることができる<sup>(27)</sup>。この申立ては、違反を認識したときから実際に可能な限り早期に書面——被対象者が違反したと信じる条件とそう信じる理由を明示するとともに、その根拠となる証拠を含む文書のコピーを添付して——を裁判所事務官(court officer)及び被対象者に送付することによって行う。この申立てに対して陳述を望む被対象者は、申立書の送達時から28日以内に、陳述書を裁判所事務官及び公訴官に提出しなければならない<sup>(28)</sup>。申立を受けた裁判所は、蓋然性の衡量に基づいて、条件違反の存否を判断する<sup>(29)</sup>。

(3)条件違反があると認定した裁判所が採り得る手段には2種類のものがある。第1に、裁判所は両当事者に対して不遵守を是正するための提案に合意するよう促すことができる。この是正のための1つの選択肢として、後述する——条件充足のための期間の延長や新たな条件の付加等の——条件の変更がある。第2の手段としては、違反が重大な場合に取られるDPAの終了である。いずれの手段をとった場合においても、裁判所は理由を示さなければならない、公訴官は裁判所の判断およびその理由を——制定法又は裁判所の命令によって禁じられる場合を除いて——公開しなければならない<sup>(30)</sup>。第2の手段が取られればDPAが終了することになるが、被対象者は、その時点までに支払われた金銭の返還やその他の不利益の救済を求める権利を有するものではない<sup>(31)</sup>。

(4)DPAが失効すれば、訴追延期の解除が可能となり、また、公訴官としては正式起訴の停止の解除の申立を行うのが原則である。ただし、以前の捜査の方式や時間の経過から見て、直ちに刑事手続を開始するのが困難で、さらなる捜査と準備が必要となる場合もある。さらに、手続を再開するためには、検事規範中の完全規範テストが充足されていることが前提条

件となる。そのために、公訴官が手続の再開前に時間を必要とする場合には、裁判所は、公訴官の提示する行動計画及びその進行状況について情報を提供される必要がある<sup>(32)</sup>。

(5)上記(3)に示した条件不遵守を是正するための提案としての裁判所による合意の促しがなされた場合、又は、合意の成立時点では両当事者によって予見されておらずまた予見不能でもあった状況が生じたために、被対象者による条件不遵守を回避するためにDPAの変更が必要となった場合において、両当事者が条件の変更合意すれば、公訴官は、書面によって刑事法院に対して、①その変更が司法の利益に適い、②変更された条件が公正・合理的で均衡がとれていること、の宣言を申立てなければならない。この申立てについての審理は非公開で行われるが、裁判所はその宣言を行う場合には公開法廷でその理由をも示さなければならず、公訴官はDPAの変更がなされた旨と裁判所の宣言及びその理由を——制定法又は裁判所の命令による場合を除いて——公開しなければならない<sup>(33)</sup>。

(6)DPAの条件違反が立証された場合を除いて、被対象者がDPAの条件を遵守したままその期間を満了すれば、公訴官が刑事法院に対して手続の継続を望まない旨の通知を行う(giving notice)ことによって、手続は打ち切られる<sup>(34)</sup>。手続が期間満了によって打ち切られた場合には、対象犯罪を理由とする被対象者に対する新たな刑事手続は開始されてはならない。ただし、DPAの協議の過程で被対象者が不正確・誤導的・不完全な情報を公訴官に提供し、かつ、そのことを知っていた又は認識すべきであった場合はこの限りでない。なお、期間満了により手続が打切られた場合には、公訴官は——制定法又は裁判所の命令によって禁じられている場合を除いて——手続が打切られたという事実及び被対象者がDPAを遵守したことに関する詳細を公表しなければならない<sup>(35)</sup>。

### C 合衆国の制度と対比したイギリスの制度の特色

DPAに関する事件を数多く担当してきた弁護士法人は、合衆国の制度と対比したイギリスの制度の特色を以下のように要約している<sup>(36)</sup>。

(1)合衆国の司法省は、ほとんどあるいは全く司法による監視のないまま、

DPAについて協議し合意に至ることが可能であるが、イギリスの公訴官は、DPAについての協議に入るために、合意を形成するために、また、それを変更するためには、司法による承認を得る必要がある。

(2)合衆国の司法省は、DPAにより得る犯罪の種類についてかなりの裁量を有しているが、イギリスの対象犯罪は法に列挙された犯罪——ほとんどが経済犯罪である——に限定されている。

(3)合衆国の司法省は、法人とともに個人に対してもDPAによる解決を行うことが可能であるが、イギリスでは法人、組合、法人格なき社団に限定されている。

(4)合衆国の司法省は、DPAの条件違反が生じたか否かを判断する裁量権を認められているが、イギリスではこの役割は刑事法院に割り当てられており、その判断は蓋然性の衡量に基づいて行われる。

---

(1)Crime and Courts Act 2013 (2013 c 22).

(2)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, para.1.

(3)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, para.2.

(4)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.3-4.

(5)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.5-6.

(6)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.7-8.

(7)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.9-10.

(8)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.11-12.

(9)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.13-14.

(10)Polly Sprenger, DEFERRED PROSECUTION AGREEMENTS: THE LAW AND PRACTICE OF NEGOTIATED CORPORATE CRIMINAL PENALTIES, (2014), para.5.41.

(11)Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, para. 6(1).

(12)SFO and CPS, Deferred Prosecution Agreements Code of Practice (2014); The Criminal Procedure Rules, Pt 12 (2014).なお以下では、前者を“DPA Code of Practice”として、後者を“CP Rules Pt 12”として引用する。

(13)Polly Sprenger, *supra* note 10, para.6.01.

(14)DPA自体は、公訴官によるDPAの申出で開始されるが、それ以前には関係機関による捜査や調査が先行することも多い。DPA Code of Practice paras.2.9.1-2.9.3は、犯罪についての被対象者による自己調査及び自己申告の重要性及びその際に注意すべき点を説明する。

- (15)CPS, *The Code for the Crown Prosecutors* (7<sup>th</sup> ed. 2013), para.4.4. この2段階のテストの前提として、対象とされている犯罪がDPAの対象となり得ると指定された犯罪(対象犯罪)に該当すると満足する必要がある(*Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt.1, para.1(1) and Pt.2 paras.15-31.)。
- (16)DPA Code of Practice, para.1.2.この公益性に関する判断に際して、検事規範中に定められたもの(*Code for Crown Prosecutor* 7<sup>th</sup> ed. para.4.12)を参照すべきとしたうえで、公訴官が考慮すべき要素が——刑事訴追を行うべきとする方向に作用する要素と、行うべきでない方向に作用する要素とに区分した上で——例示的にはあるが詳細に列挙されている(DPA Code of Practice, paras.2.7 -2.10.)。
- (17)Id. paras. 3.1, 3.6, and 3.9.
- (18)Id.para.3.4.
- (19)CP Rules Pt 12, para. 12.3.
- (20)*Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt1, para.7.
- (21)*Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt1, para.8 ; CP Rules Pt 12, para. 12.4.
- (22)DPA Code of Practice, para.10.4.
- (23)DPA Code of Practice, paras.11.2-11.3.
- (24)CP Rules Pt 12, para. 12.4(4).
- (25)Polly Sprenger, *supra* note 10, para.6.39.
- (26)DPA Code of Practice, para. 12.2 ; *Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt1, para.9(8).
- (27)DPA Code of Practice, para12.3.
- (28)CP Rules Pt 12, para. 12.5.
- (29)*Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt1, para. 9(2).
- (30)*Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt1, para.9(3)-(7).
- (31)DPA Code of Practice, para12.6.
- (32)DPA Code of Practice, para12.7-12.10.
- (33)*Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt1, para.10(1)-(8) ; CP Rules Pt 12, para. 12.6 ; DPA Code of Practice, paras. 13.1-13.4.
- (34)打切りは期間が満了したことの効果ではあるが、公訴官は——必要があれば——裁判所への通知前に被対象者の条件遵守に関する調査を行わなければならない(Polly Sprenger, *supra* note 10, para.15.45)。
- (35)*Crime and Courts Act 2013*, Sch.17, Pt1, para.11.
- (36)Gibson, Dunn and Crutcher LLP, 2013 Mid-Year Update on Corporate Deferred Prosecution Agreements and Non-Prosecution Agreements (July 9, 2013), in *Comparison of U.S. and U.K. regimes.合衆国における合意に基づく訴追延期制度(及び合意に基づく不訴追制度)*に、自己収集した独自のデータに基づいて、詳細な分析を加えたうえで、将来はイギリスが2013年法で採用した訴追猶予制度の方向に——ただしイギリスの制度に対する直接の言及はない——進むべきだ、とする文献として以下のものがある。Brandon L. Garrett, *TOO BIG TO JAIL* (2014), at 250-288.

## V 2013年犯罪及び裁判所法に基づく最初の訴追延期の合意

前述したように、2013年犯罪及び裁判所法が施行されたのは2014年の2月であったが、2015年になって、イギリスにおける最初の訴追延期の合意のなされたことが明らかになった<sup>(1)</sup>。

### A 事案の概要

(1)被対象者たる銀行(Standard Bank PLC)——以下「Standard銀行」と引用する——は、イギリスに本店を置く銀行であるが、南アフリカで登記された同グループ銀行(Standard Bank Group Ltd)の子会社であった。同グループには、タンザニアに根拠を置く銀行(Stanbic Bank Tanzania Ltd)——以下「Stanbic銀行」と引用する——も所属していた。Stanbic銀行は、借入資本市場(debt capital market)において外国の投資家と取引する資格を有しなかったために、その役割をStandard銀行に頼っていた。2012年にタンザニア政府には、国内のインフラ整備等のために公的資金を調達する必要性が生じた。Standard銀行とStanbic銀行は、委任に基づく国債の私募(a sovereign note private placement)という形式で、タンザニア政府のために資金を調達するという提案を行った。この取引は、両銀行の収益面からまたタンザニアにおける知名度とビジネスの機会の向上の観点からみて、両銀行にとって重要なものであったが、この種のビジネスには汚職・腐敗の可能性があることはよく知られていた<sup>(2)</sup>。

(2)当初は、総収入(gross proceeds)の1,4%を両銀行の手数料とする提案がなされたが(2012年2月)、合意には至らなかった。同年の9月になって、手数料を2,4%にして、増加分の1%をEnterprise Growth Markets Advisors Limited(=EGMA)と呼ばれるタンザニアの某企業に支払う旨の新たな提案がなされた。この提案は、Stanbic銀行によってタンザニア政府に対してなされ、その後Standard銀行に開示された。当時のEGMAの会長K——3名からなる同社の取締役及び株主の一人でもある——は、タンザニアの租税局(Revenue Authority)の局長であり、政府のメンバーでもあった。また、EGMAの常務取締役(Managing Director)であるMは、(本件私募の直前の2011年まで)同国の資本市場証券局(Capital Markets and Securities

Authority)——証券市場を活性化させ規制するために創設された政府機関——の局長(Chief Executive Officer)であった。他方、Stanbic銀行の2名の常務執行役員は、このようにして得られた1%相当額が政府の高官(senior representatives)に不適切な職務をさせるために利用されることを認識していた<sup>(3)</sup>。

(3)同年12月には、タンザニア政府は、新たな提案に基づいて、総額5,5億ドルの——2013年3月の調達終了時点では6億ドルに達した——資金調達を両銀行に委任することを承認した。政府と両銀行の合意の下で、Stanbic銀行のみがEGMAと契約して1%の支払いを行うことになり、EGMAの関与は政府の署名した委任状には言及されなかった。ただし、政府の発する主任管理者手数料証(Lead Manager Fee Letter)には、両銀行はそのパートナー——EGMAの固有名詞は言及されていない——と協力して職務を担当する旨が記されていた。結果として、調達された公的資金のうち600万ドルが、Stanbic銀行を経由して——政府に支払われることなく——EGMAに支払われることを許すことになった。ただし、このような経緯の詳細——例えばEGMAの関与を持ち出したのが誰で、その関与を必要とする理由等——を示す文書は存在していない<sup>(4)</sup>。

(4)2013年2月に上記の委任契約が公開され、EGMAの会長でもあるKは、租税局の局長として——財務大臣やその他の政府高官とともに——投資家に対する国債への応募を呼びかけるチームのメンバーとなった。同年3月には、Stanbic銀行は600万ドルの手数料をEGMAの口座に払い込んだが、その後10日以内にその金額の大部分は——Stanbic銀行の常務執行役員の同意と援助の下で——現金で引き出された。現金の行方は不明である<sup>(5)</sup>。

(5)上記の600万ドルの支払いは、Standard銀行とStanbic銀行が関与した取引の一部としてなされたにも拘らず——また多数の汚職の危険を示す徴憑の存在にも拘らず——Standard銀行は、EGMAに対する調査を行わなかった。本件を担当した同銀行の取引チームの長であるFVHは、後の時点において、某企業(EGMA)の関与と1%の手数料の増額をStanbic銀行から知らされていたが、顧客に関する調査義務(know your customer=KYC)については

姉妹銀行であるStanbic銀行に頼ったと供述した<sup>(6)</sup>。

## B 合意の成立に至るまで

### (A)犯罪の発覚

(1)2013年3月26日になって、大量の預金の引出しについて懸念を抱いたStanbic銀行の担当者は、南アフリカのStandard銀行グループの本店に連絡した。4月2日に同本店は内部調査を開始し、連絡を受けたロンドンのStandard銀行は、4月17日に——自ら内部調査を行うことなく直ちに——Jones Day法律事務所に対して、事件を調査の上当局に報告するように依頼した。同事務所は、翌日に事件を重大組織犯罪捜査機関(Serious and Organised Crime Agency=SOCA)に、4月24日にはSFOに報告した後、2014年7月21日にその報告書をSFOに提出した。その後SFOは得られた資料を審査して独自のインタビューをも実施した<sup>(7)</sup>。

(2)SFOの局長は、証拠能力ある証拠に基づいて「Standard銀行が、2010年贈収賄防止法(Bribery Act 2010)7条に違反して贈収賄防止をしなかった<sup>(8)</sup>との合理的な嫌疑があり、また、継続的な捜査がなされれば合理的な期間内に新たな証拠能力ある証拠を生じさせ、全ての証拠が一体として有罪判決の現実的な期待を生じさせることができると信じるに足りる合理的な理由がある」と満足した<sup>(9)</sup>。すなわち、同局長はDPA実務規範の定める証拠テストが充足されていると判断するとともに、さらに、全ての状況に鑑みて、Standard銀行とのDPAが公共の利益に適う可能性があるとして判断して、そのための協議が開始された<sup>(10)</sup>。

(3)協議の結果として暫定的な合意(a provisional agreement)が整い、SFOは、Southwarkの刑事法院に対して「同銀行とのDPAに入ることが司法の利益に適う可能性がある、提案されている条件が公正・合理的で、権衡が取れている」旨の宣言を求めた<sup>(11)</sup>。

### (B)裁判所による(予備的)承認

SFOからの請求を受けた裁判所——高等法院女王座部部長判事(President of the Queen's Bench)であるBrian Leveson卿が担当した——は、2015年11月4日に非公開の審理を行って、以下のような判断を示した(ただし、その

判断が公開されたのは、後述する最終的承認がなされた後である)。

(1)①犯罪の軽微性、②Standard銀行による事件の早期における当局への通報、③同銀行が腐敗・汚職を理由にして有罪判決を受けたことはなく、また、その他にも、SFOによる犯罪調査の対象とされたことがないこと、④現在Standard銀行が企業買収されて別法人(ICBC Standard Bank PLC)となっている——経営陣も交代している——こと等の事実を総合すると、同銀行の犯罪行為をDPAによって解決することが司法の利益に適っていると満足する<sup>(12)</sup>。

(2)本件での合意の大枠は、裁判所が最終的な承認の宣言をした日から3年間、SFOが——正式起訴状案を提出した上で——手続を停止して、Standard銀行が本DPAの条件を遵守したことを条件として、3年後に手続を打ち切る、とするものである。さらに具体的な条件として、①EGMAに支払われた600万ドルおよびその利子相当額の(タンザニア政府に対する)損害賠償(compensation)としての支払い、②当該取引から得た収益——調達した資金6億ドルに対する1,4%の手数料相当額——840万ドルの剥奪(disgorgement)、③(本来なら犯罪収益の300%相当の2520万ドルの金銭罰とされるべきであるが、早期の通報と当局の捜査への協力の結果として1/3相当の減額が認められるとして)1680万ドルの金銭罰の支払い<sup>(12A)</sup>、④正式起訴状案に示された状況から生じる行為(the conduct arising out of the circumstances of the draft Indictment)に関連するあらゆる事項の調査について、SFOその他の関係機関への完全かつ正直な協力と、現在・過去取締役や従業員等の関係者についての——本合意書や事実陳述書に示された行為に関連する事項についての——情報や資料の開示、⑤既存の反汚職・腐敗に関する内部の規制、ポリシー、そして——2010年法その他の反腐敗関連法規遵守に関する——手続について、独立の審査を(自己の費用で)依頼してそれに服すること、⑥SFOの負担したコスト(33万ポンド)の支払い、が明示された<sup>(13)</sup>。

(3)裁判所は、上記の具体的な条件をそれぞれ検討して、公正・合理的で権衡がとれていると判断した上で、当事者の合意だけでは不十分であると強

調する。すなわち「DPAに入ることが司法の利益に適い、提案されている条件が公正・合理的で権衡が取れている」旨の2013年法によって求められている宣言を認めるか否かを判断するために、SFOとStandard銀行によるDPAの提案及びその条件を個別的にまた全体として考慮するのは裁判所の任務であるとする。そして、全ての事情を考慮した上で、結論として、求められた承認を与える旨の宣言を行った<sup>(14)</sup>。

### (C)裁判所による(最終的)承認

SFOの長官によって最終的な承認を求められた裁判所(予備的な承認を与えたのと同じ裁判所)は、2015年11月30日に非公開での審理を行ったうえで、公開の法廷で「本件でのDPAが司法の利益に適い、また、その条件が公正・合理的で権衡が取れている」旨の宣言を行うとともに、「Standard銀行を本判決で示した条件の下で・・・2010年贈収賄法7条違反で訴追する」正式起訴状案の提出(the preferring of a bill of indictment)に合意し、同時に、これらの手続が自動的に停止される旨を明らかにした。また、①DPAの内容、②裁判所による予備的承認の宣言とその理由、③最終的承認とその理由、さらに、事実陳述書も公開された<sup>(15)</sup>。

### C 本件についての評価

本件は2013年法に基づく最初の訴追延期の合意であったため注目を浴び、多くのコメントが主として弁護士事務所のホームページに掲載されているが<sup>(16)</sup>、本格的な検討を加えたものは発見できていない。以下では従来からDPA制度の検討に取り組んできた弁護士法人によるコメントを参考にして<sup>(17)</sup>、本件DPAについてまとめておきたい。

(1)SFOの高官は、対象となる法人がDPAのための協議に入るための障害が高く設定されると述べ、SFOとしては、法人の従業者その他関係者の悪行(wrongdoing)の単なる通報以上の自己申告——場合によっては、法人レベルの犯罪についての自認(admission)——を期待している旨を明らかにし、協力の重要性を強調した<sup>(18)</sup>。このことは、本件でDPAのための協議に入ることの承認を与えるとのLeveson卿の判断に際して、明らかにされている。すなわち、Standard銀行が当該犯罪を——その内部調査の開始よりも前に

——SOCA及びSFOに自己申告したこと、及び、仮に同銀行の内部の上級者への連絡(internal escalation)と能動的なアプローチがなければ、当該犯罪がSFOに認識されなかった可能性があることが指摘されている<sup>(19)</sup>。ただし、一部に指摘されているように、内部の証人インタビューメモの特権を放棄すべき、あるいは、弁護人の特権が関係するのを回避するために、非法律家がインタビューを担当すべきとはされていない。このことは——DPAのためには特権の放棄が期待されるという立場からの後退であるとするれば——産業界や法曹界から歓迎されることになろう<sup>(20)</sup>。

(2)SFOは、DPAが法人犯罪者に対するある種のソフトな選択であるとみられないようにするという立場を明確にしている。本件DPAで科された金銭罰1680万ドルは、これまでにイギリスで犯罪を理由として科されたものとしては最高額のレベルにあり、また、贈収賄を理由に科されたものとしては最高のものである。他方、損害賠償、犯罪収益の剥奪、SFOのコスト負担そして協力とコンプライアンスの義務履行と並行して考えれば、DPAについて合意することは、被対象者たる法人にとって極めて深刻な結果を有している。実際に、これらの処分要する費用を合計すればかなり高額なものとなっている<sup>(21)</sup>。

(3)Standard銀行がDPAに応じた背景には、合衆国の司法省による訴追を恐れていたことがある。司法省は強大な権限を有しており、この訴追の可能性を前提とすれば、同銀行がDPAに応じることによって得るものは多く失うものはなかったとも指摘されている<sup>(22)</sup>。

---

(1)Gibson, Dunn and Crutcher LLP, 2015 Year-End Update on Corporate Deferred Prosecution Agreements and Non-Prosecution Agreements (Jan. 05, 2016), in United Kingdom's Inaugural DPA.

(2)Serious Fraud Office v Standard Bank PLC, Statement of Facts, paras.9-12(以下“Standard Bank,Statement of Facts”として引用する)； Serious Fraud Office v Standard Bank PLC, Approved Judgement (30 Nov. 2015), paras.8-9(以下“Standard Bank, Preliminary Approved Judgement”として引用する)。本件を紹介するものとして、丸橋昌太郎「イギリスにおける企業犯罪の捜査・公判手続」刑事法ジャーナル No 50 (2016年) 54頁59頁以下がある。

- (3) Standard Bank, Statement of Facts, paras.13-19.
- (4) Id. paras.20-26.
- (5) Id. paras.27-30.
- (6) Id. paras.31-32.
- (7) Standard Bank, Preliminary Approved Judgement, paras.16-17.
- (8) 2010年汚職防止法(Bribery Act 2010)7条1項は以下のように規定している。「関連する商事法人(relevant commercial organization)は、同法人と関係する・・・者が、以下の意図をもって他の者を買収した場合には、本条の犯罪について有罪とされる。(a)同法人の事業(business)を獲得若しくは継続するため、又は、(b)(同法人のための)事業の遂行の過程で優位性(advantage)を獲得若しくは継続するため。」2010年法は、同一視原則(前掲Ⅱ注(19)参照)を維持したが、この犯罪(2010年法7条1項)については、法人の上級者(支配的意思・意図を有する者)が当該犯罪に必要な意思を有していたことの証明は不要である(A. Milford, “Deferred Prosecution Agreements—the perspective from England and Wales”, SFO Speeches (14 Sep.2016))。本犯罪については、丸橋昌太郎・前掲論文(前注(2))58頁参照。
- (9) SFA and CPS, Deferred Prosecution Agreements Code of Practice (2014), para.1.2(i)(b)に従った判断である(前記IVB(A)(1)参照)。
- (10) Standard Bank, Preliminary Approved Judgement, paras.17 and 22.なお、Day法律事務所が独自の(内部)調査報告書をSFOに提出したのは2014年7月21日であり、その後SFOの独自のインタビューを経て協議が開催され、合意が整ったとして予備的承認が与えられたのは2015年11月4日であり、最終的な承認も同年11月25日であるから——協議の開始された日時は必ずしも明確ではないが——丸橋昌太郎・前掲論文(前注(2))60頁の「3年にもわたる交渉の結果、訴追猶予の合意に至った」との表記は正確ではないように思われる。
- (11) Id. para.23. Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, para.7(1)によって求められている手続である(前記IVB(B)(1)参照)。なお、予備的承認のために提出された正式起訴状案の内容は以下のとおりである(Standard Bank, Preliminary Approved Judgement, para.19)。「Standard銀行(現在のICBC Standard銀行)は、2012年6月1日から2013年3月31日の間に、同銀行の関係者——Stanbic銀行及び又は(Stanbic銀行の最高経営責任者であり、本件私募の担当者である)BA及び又はSS——が、Standard銀行の事業を獲得若しくは継続する、又は、Standard銀行の事業の遂行の過程で優位性を獲得若しくは継続する意図を持っている状況の下で(in circumstances)、以下のような方法で買収する行為を防止しなかった。すなわち、(i)法人EGMAに対して、タンザニア政府のために両銀行が調達した又は調達予定の資金の1%を——同法人がこの支払に対する何らの又は合理的な対価を提供していないにも拘らず——支払い及び又は約束することによって、及び、(ii)タンザニア政府の高官に対して、その職務又は活動を不正に行う——すなわち、上記の資金調達のために両銀行を選任し維持する手続において、両銀行に情実(favour)を示す——ように働きかけることによって」
- (12) Standard Bank, Preliminary Approved Judgement, paras.24-35.
- (12A) Id. paras.43-57. 法律には「DPAでの金銭罰は、有罪答弁後に有罪とされた場合に裁判所が科すであろうとされる金額にほぼ相当でなければならない」旨の規定が置

- かかれている(Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, para.5(4))。この規定の趣旨は一時宜に適った有罪答弁が受けるであろう罰金額の軽減を考慮して——DPAという手続をとったことによる金額の軽減の幅を、公判後に科されたであろう罰金額の1/3以下にするものである(Polly Sprenger, DEFERRED PROSECUTION AGREEMENTS: THE LAW AND PRACTICE OF NEGOTIATED CORPORATE CRIMINAL PENALTIES, (2014), para.5.40)。
- (13)Standard Bank, Preliminary Approved Judgement, paras.36-37.
- (14)Id.paras.64-66.
- (15) Serious Fraud Office v Standard Bank PLC, Approved Judgement (30 Nov. 2015), paras.19-20(以下“Standard Bank, Final Approved Judgement”として引用する)；Deferred Prosecution Agreement.合意の内容については、丸橋昌太郎・前掲論文(前注(2)) 60頁以下も参照。
- (16)C. Braamskamp, et al, “SFO v Standard Bank plc – The UK’s First DPA, an Unusual Set of Fact?” <http://www.jdsupra.com/legalnews/sfo-v-standard-bank-plc-the-u-k-s-first-10307/>; <http://www.klagateshub.com/details/?pub=SFO-v-Standard-Bank-plc-12-16-2015>. 日本語によるものとして、Morrison & Foester LLP 東京訴訟部「国際的腐敗行為防止事件の展開 2015年11月の10大ニュース」1頁以下がある。
- (17)Gibson Dunn, “Serious Fraud Office v Standard Bank plc: Deferred Prosecution Agreement” (2015).
- (18)D. Green, “Ethical Business Conduct: An Enforcement Perspective at PwC”, (Mar. 6, 2014).
- (19)Standard Bank, Preliminary Approved Judgement, paras.27-28.
- (20)Gibson Dunn, supra note 17, at 7.
- (21)Gibson Dunn, supra note 17, at 9.
- (22) C. Braamskamp, et al, supra note 16. 合衆国の司法省は、本件に関心をもって外国贈収賄訴訟手続法(Foreign Corrupt Practice Act)違反の容疑で調査を行った。結論として、両銀行の協力を理由に、本DPAで定められた罰金額は、仮に本件が合衆国で処理された場合に科されるものに相当するとして、本件がイギリスで解決されればその調査を終了する旨を示していた(Standard Bank, Preliminary Approved Judgement, para.58.)。

## VI 結びに代えて

本稿は、イギリスで新たに導入されたDPAの制度紹介に焦点を合わせたために、この制度を幅広い視座から検討する準備はできていない。また、この制度と関連する諸問題を検討する我が国の論稿の検討もできていない。これらの検討は今後委ねるものとして、以下では、本稿で紹介した制度の特徴をまとめることによって結びに代えたい。

- (1)司法取引の定義にも関わるが、「訴追側と被疑者・被告人の合意によっ

て、手続の省略や簡略な手続による事件処理を可能にする司法の効率化のための制度」ととらえれば、司法取引は英米法系のみならず、大陸法にも(我が国にも)存在する。一般に英米法においては、「被疑者・被告人の自白ないし合意を条件に、事件の全部またはその一部の訴追放棄や量刑上の優遇などを認める」自己負罪型司法取引と「(被疑者)被告人の供述が他の事件の解決のために有用である場合には、(被疑者)被告人自身の処罰を軽減しあるいは処罰をしないという交換条件を出すことによって、その者の供述を促す」捜査協力型司法取引があるとされる<sup>(1)</sup>。

(2)本稿で紹介したイギリスのDPAは、その成立の経緯から見て、法人による経済犯罪に対する捜査と公判手続の困難さを補うために、公訴官に「利用可能な道具」を与えることが主たる目的であり、基本的には「自己負罪型司法取引」に分類することができよう。ただし、公訴官がDPAに入ることが公益に適うかを判断する際の要素として、被対象者の自己調査や報告等に際しての行為が責任ある個人(自然人)に対する捜査や訴追を可能にした程度が強調されている<sup>(2)</sup>。また、DPAの有効期間中に被対象者が認識した起訴状案に示された犯罪に関連する文書や資料を公訴官に告知することが、通常のDPAの条件となると規定されており<sup>(3)</sup>、結果としてほとんどの最終的な合意(concluded agreement)は「被対象者は、対象犯罪の捜査に——例えば、責任ある個人に関して・・・証拠となる資料を提供することによって——協力すること」という条件を含む可能性が高い<sup>(4)</sup>。対象犯罪に関してという限定はあるが、被対象者以外の者の刑事責任の解明に協力することをその要件となし得る(むしろ通常)のであるから、捜査(訴追)協力型司法取引といい得る性質をも有している。

(3)イギリスのDPAは法典化されている。すなわち、その対象となる犯罪、被対象者となり得る者(一定の法人のみ)とその相手方(DPPとSFO)は、制定法によって定められている<sup>(5)</sup>。また、DPAのための協議の開始から合意の締結および終了にいたるまで、公訴官、被対象者そして裁判所は、制定法およびそれを補足する公的なガイドラインと規則の規定に従って、一歩づつ手続を進めてゆくことが求められている<sup>(6)</sup>。

(4) 司法部の権限は——少なくとも合衆国の制度に比較すれば——強力である。すなわち、公訴官が被対象者とDPAのための協議に入る際に、また、協議の最終段階において——さらにDPAの発効後に条件違反があった場合には——刑事法院という上位の裁判所による関与が予定されている<sup>(7)</sup>。DPAが発効する前に裁判所の承認を必要とするこの制度は、「司法部を手続の中心に置くことが必要だ」とする従来から司法部によって求められてきた意向を背景とするものである<sup>(8)</sup>。

---

(1) 水谷規男「ミニシンポジウム・諸外国における司法取引の現状と課題『企画趣旨』」比較法研究75号(2013年)170-171頁。より詳細な司法取引の分類として、山口直也「刑事訴訟構造と取引的司法」刑法雑誌54巻1号(2016年)94頁以下参照。

(2) DPA Code of Practice, para. 2.9.1; Polly Sprenger, DEFERRED PROSECUTION AGREEMENTS: THE LAW AND PRACTICE OF NEGOTIATED CORPORATE CRIMINAL PENALTIES, (2014), para.6.20).

(3) DPA Code of Practice, para. 7.7(iii).

(4) Polly Sprenger, *supra* note 2, para.13.99.

(5) Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.3-4 and 15-31.

(6) Polly Sprenger, *supra* note 2, para.6.01.

(7) Crime and Courts Act 2013, Sch.17, Pt1, paras.7-10.

(8) Polly Sprenger, *supra* note 2, para.14.16.

## 追記

2016年7月には、上記のStandard銀行事件に続いて、2件目のDPAが裁判所によって承認された<sup>(1)</sup>。ただし、このDPAの対象となった法人の行為に関連して、同法人の以前の従業員に対する刑事事件が進行中のために、現時点では、法人名が匿名化され事実関係の完全な公開もなされていない<sup>(2)</sup>。

(1) 合衆国の法人であるABC有限会社(ABC LLC)の中小規模の子会社であるXYZ株式会社(XYZ Limited)は、2004年から2012年にかけて、外国での契約を得るために、少数の被用者および代理人を通して、組織的に賄賂を供与又は申込みをした。賄賂の供与又は申込みがなされた28件の契約の結果として、1724万ポンドがXYZ社に支払われ(同社の総売上額1億900万ポンドの

15,81%)、その粗利益(gross profit)は655万3085ポンドに(総粗利益3140万ポンドの20,81%)、純益は250万ポンドに達した<sup>(3)</sup>。

(2)親会社であるABC社は、2011年末にコンプライアンス・プログラムを子会社にも実施し、その結果として、2012年8月に上記の疑惑が判明した。XYZ社は、直ちに(同年9月)法律事務所に独立した内部調査を依頼し、同事務所は、同年11月にSFOに対して「現在XYZ社が内部調査を踏まえて贈収賄に関する自己申告書(written self-report)を作成中で、2013年1月に提出予定である」旨を通知した。その後、提出された自己申告書を受理したSFOは、XYZ社の完全な協力を得て捜査を行うとともに、同社も(法律事務所を通して)内部調査を続行した。結果として同社は、判明した28件の契約が2010年贈収賄法(Bribery Act 2010)の施行日をまたがっていたために、3つの訴因——1977年刑法に違反した汚職(corrupt)及び贈賄(bribe)のコンスピラシー、2010年贈収賄法に違反して贈収賄を防止しなかったという犯罪——で正式起訴されることになった<sup>(4)</sup>。

(3)DPAの予備的承認を求められた裁判所——前述のStandard銀行のDPAと同じく、高等法院女王座部部長判事であるLeveson卿が担当した——は、まず、DPAの手続に入ることが司法の利益に適うかの判断を示す。すなわち、①対象となる犯罪が重大なものであることは否定できないが、XYZ社は代理人に対して贈賄を強制したわけではなく、贈収賄の方法も特に精緻なものではなく、法人による隠ぺい(cover-up)も見られない<sup>(5)</sup>。②本件は、自己申告がなければ不明なままになるはずの犯罪であり、同社の自己申告の内容は、包括的な情報を含む精緻なものであり、その捜査への協力は、関係者の特定とその判明した内容の概要及び文書の開示を含むものであった。③XYZ社は、汚職や贈収賄の前歴を有しないし、国内外を問わずSFOやその他の機関の調査対象とされたことはない。④XYZ社のコンプライアンス・プログラムは不完全なものであったが、新しいプログラム——これが本件自己申告を導いた——が採用されている。⑤現在では、本件に関係した被用者及び代理人は排除され、XYZ社は新たな実体を備えている。⑥XYZ社は財政的な危機にあり、訴追と有罪判決は、社員や商品供給者そし

て地域社会に悪影響を及ぼす可能性がある<sup>(6)</sup>。全体として、XYZ社の行為は、その種類や規模の点でDPAが直ちにふさわしいといえるほど軽微なものではないが、犯罪を自己申告して効果的なコンプライアンス組織を創設することが利益に適うとのメッセージを、法人の株主・被用者・消費者に対して送ることも重要である。また、親会社のABC社は、違法な取引について知っていたわけではなく、コンプライアンス・プログラムを実施してそれを認知すると直ちにそれを開示した。結局、本件がDPAによって解決されることは司法の利益に適う可能性がある<sup>(7)</sup>。

(4)本件DPAに付された条件は、①620万1085ポンドの粗利益の剥奪(その内、195万3085ポンドは、XYZ社から受けた配当の返金としてABC社が負担する)、②35万2000ポンドの金銭罰の支払い、③起訴状案に示された事情から生じた行為に関して、過去及び将来にわたってSFOと協力すること、④組織のコンプライアンス・プログラムの審査と維持である。そして、DPAの期間は、その承認が得られた日から2020年12月31日(又は——金銭に関する条件が充足されていることを前提として——2018年12月31日)までで、その間SFOは(公訴を提起した上で)訴追を停止し、条件充足を要件として期間満了時に訴追を打ち切るとされた。なお、XYZ社が独自で支払える資金額は35万2000ポンドであるために、残りの金額の支払いにはABC社が協力する旨の合意が得られており、この点も承認された<sup>(8)</sup>。

(5)裁判所は以下のように結論する。本件DPAは、XYZ社から犯罪で得た粗利益を剥奪するだけで、同社に実質的な刑を科さないことによって、何らの抑止効もないようにも思われる。しかし、本件は例外的な事案であり、重要な点は「自己申告、親会社であるABC社の誠実な対応、コンプライアンス・プログラムの整備、訴追の対象となる者の退社、同社の公益に適う活動を視野に入れて、XYZ社を破産に追い込むべきか」ということである。そして破産に追い込まないことが司法の利益に適うと判断した以上、「何が公正・合理的で均衡がとれているか」は、本件の諸事情に照らして判断すべきであり、結論として公正・合理的で均衡のとれたものであると解する。このように裁判所は、DPA手続を進行させることについて(予備的)承

認を与えた<sup>(9)</sup>。

(6)最終的な承認を求められた裁判所は、予備的な承認において示された点を提示した上で、以下のように結論する。予備的承認及び本承認の目的の一つは、将来の裁判所がDPAの司法の利益適合性を判断するに際して留意すべき原則を提示することであり、裁判所は、その判断に際して、提示された条件を評価するだけでなく、将来のDPAが公正・合理的で均衡のとれた司法の利益に適うことを保障するための原則を提示してきた。本件の結論を導いた一つの要素は、(当該犯罪について不知であった)親会社のABC社の行動及びXYZ社に対する支援である。すなわち「DPAをイギリス法に導入するに際して選択されたポリシーを考慮すると、法人の株主、消費者、被用者が、(犯罪を)自己申告しコンプライアンス組織を整備することによって優遇を受けるという明確なメッセージを発信することが重要であり、公開性(openness)が、報奨を与えられ有用であるとみられるようにしなければならない。」<sup>(10)</sup>

(7)本件は、金銭罰の算定に当たって、対象となった法人の支払能力、他の法人に自己申告のインセンティブを与えることの重要性——さらには、直接犯罪にかかわっていない者に対する法人への刑事追迫が及ぼす効果——が考慮された点で注目される<sup>(11)</sup>。また、公訴官が子会社の行為に対して科そうとしている刑罰の支払いに対して、親会社がどこまで責任を負うのかという問題にも注目させた事案である<sup>(12)</sup>。さらに、問題を把握した時点で積極的なアプローチをすることが重要である、とのメッセージを法人に対して発するとともに、裁判所によるDPAの承認が形式的なもの(rubber-stamping)でないことを示したものである<sup>(13)</sup>。

---

(1) Serious Fraud Office v XYZ Limited, Redacted Approved Judgement (8 July 2016); Serious Fraud Office v XYZ Limited, Approved Judgement (11 July 2016).以下では、前者を“XYZ, Redacted Approved Judgement”として、後者を“XYZ, Approved Judgement”として引用する。

- (2) XYZ, Approved Judgement, para.3.
- (3) XYZ, Redacted Approved Judgement, paras.7-9.
- (4) Id.paras.11-19. なお、2010年贈収賄法については、前掲V注(8)参照。
- (5) Id.paras.20-23.
- (6) Id.paras.24-32.
- (7) Id.paras.33-34.
- (8) Id.paras.35-39. ちなみに、収益の剥奪額620万1085ポンドと金銭罰35万5000ポンドの合計655万1085ポンドは、当該犯罪に関係した契約の粗利益相当額と等しい(Id. paras.42 and 60)。
- (9) Id.paras.67-70.
- (10) XYZ, Approved Judgement, paras.27-28.
- (11) A. Milford, “Deferred Prosecution Agreements—the perspective from England and Wales”, SFO Speeches (14 Sep. 2016).
- (12) “[News: Holding companies & DPAs](#)”, E-New Law Journal(14 July 2016).
- (13) J.Bramhall and J.Brogden, “The value of self-reporting”, SJ 160/37, at 29(4 Oct. 2016). さらに、ロールスロイス社(Rolls-Royce PLG)に対する訴追延期の合意の成立したことが明らかにされた(SFO, News Release, 17 Jan 2017)。